

| | |
|---|--|
| 番号 | 9. (1) |
| 項目 | <p><u>私たちは大阪市内で働く労働者の採用賃金を基本給時給 1,700 円以上（諸手当などを除いて）、非正規労働者も時給 1,700 円以上となるよう引き上げること。また、大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給 1,700 円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。</u></p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>地方公務員の給与については、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するように、随時、適切な措置を講じなければならないとされており、本市人事委員会からの勧告に基づき、議会での条例改正を経て職員の給与に関する条例に定めています。</p> <p>また、大阪市の任期付職員と臨時的任用職員については、正規職員と同様に給料表を適用し、会計年度任用職員についても、給料表を基にして報酬を決定しています。</p> | |
| 担当 | <p>総務局 人事部 給与課（給与グループ） 電話：06-6208-7527</p> |

| | |
|----|--|
| 番号 | 9. (1) (2) (3) |
| 項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・私たちは大阪市内で働く労働者の採用賃金を基本給時給 1,700 円以上（諸手当などを除いて）、非正規労働者も時給 1,700 円以上となるよう引き上げること。 また、大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給 1,700 円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。 ・今年 7 月に佐賀県知事は労働局を通じて佐賀県地方最低賃金審議会に最低賃金引き上げの議論を行うよう要請を行いました。 大阪市も佐賀県知事のように審議会に引き上げの議論を行うよう要請を行うこと。 ・私たち全労連は全国で労働者がふつうに暮らすために必要な費用を試算するため必要生計費調査に取り組んでいます。 私たち大阪労連も 2021 年に「生活実態調査」「持ち物調査」を実施し、大阪市内でふつうの暮らしをするためには男性で時給 1,633 円、女性で時給 1,614 円必要という結果が出ました。他府県でも時給 1,600 円以上との結果が出ていることから私たちは最低賃金 1,700 円以上、全国一律最低賃金制度が必要と考えています。今回の要望書の資料として添付している必要生計費調査の結果を踏まえて大阪市としてどのように考えるか見解を示すこと。 佐賀県では知事自ら最賃審議会に要請書を提出しました。県民の生活と合わせて、地方の労働人口の減少に歯止めをかけ、経済を発展させるうえで評価できると考えます。 大阪市としても政令市として責任のある回答を求めます。 |
| | <p>(回答)</p> <p>最低賃金制度は、国の制度であり、最低賃金制度の趣旨及び内容の周知徹底並びに監督体制の拡充など制度の充実を図るとともに、業種別中小企業団体助成金や業務改善助成金の支給といった支援など、最低賃金の適正な金額水準に向けた取組が行われています。</p> <p>本市におきましては、最低賃金制度について、国と連携を図りながら、区役所や区民センター・ホールなどにおいてポスターの掲示やチラシの配架、また、本市の広報紙、ホームページなどを活用した広報等、広く市民への周知に努めているところでございます。</p> |
| 担当 | 市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375 |

| | |
|----|--|
| 番号 | 9. (4) |
| 項目 | <p>以前、大阪市は、『労働者への賃金の支払いについては、最低賃金法により「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とされており、本市としても、本市が発注する業務委託契約において業務に従事する労働者の最低賃金額が確保されることについては、発注者として重要であると認識しています。しかしながら、労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、発注者が介入することは労働関係法令に馴染まないことから、本市発注の業務委託契約等において、本市が、すべての業者に対し、労働者への賃金の支払い状況を確認することについては、現在、実施する考えはありません。』との見解を示しました。</p> <p>公契約条例とはそもそも公正な賃金、労働条件そして民間に委託する公共サービスの質を確保するために条例で労働条件、賃金条件などをあらかじめ定めて、その条件で入札を希望する業者を募ることに目的があります。以上のことから、</p> <p>要望：大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給 1,500 円以上、月 25 万円以上となるように「大阪市公契約条例（仮称）」を制定すること。また実際に大阪市が発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。</p> |

(回答)

【いわゆる公契約条例の制定について】

労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、最低賃金をはじめとする労働条件の基準については、基本的には国において制定されるべきと考えております。また、公契約の条例化については、従事する労働者の賃金労働条件が向上する効果が見込まれる一方、解決すべき課題が多いことから、国の動向だけでなく、他の自治体の動向も注視しながら、政策課題の解決に向けた入札契約制度について引き続き検討してまいります。

【「また実際に大阪市が発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること」について】

労働者への賃金の支払いについては、最低賃金法により「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とされており、本市としても、本市が発注する業務委託契約等において業務に従事する労働者の最低賃金額が確保されることについては、発注者として重要であると認識しています。

しかしながら、労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、発注者が介入することは労働関係法令に馴染まないことから、本市発注の業務委託契約等において、本市が、すべての業者に対し、労働者への賃金の支払い状況を確認することについては、現在、実施する考えはありません。

このため、平成 29 年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する業務委託契約等において、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に大阪労働局へ情報を提供する取組を行っているほか、労働関係諸法令の周知や契約相手方から労働関係諸法令を遵守する旨の誓約書を徴収するなど、最低賃金の履行確保を推進する取組みを実施しております。

| | |
|----|--|
| 担当 | 契約管財局 契約部 制度課 (契約制度グループ) 電話：06-6484-7062 |
|----|--|

| | |
|--|---|
| 番号 | 9. (5) ① |
| 項目 | 各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>審議会等の委員の選任については、当該審議会等を所管する局等において、審議会等の設置及び運営に関する指針（以下「指針」といいます。）に基づき行っています。</p> <p>指針の「第5 委員の選任」では、専門的知識の導入、公正の確保、利害の調整といった当該審議会等の設置目的が的確に達成されるよう、各界各層及び幅広い年齢層の中からふさわしい人材をバランスよく選任するなど、審議等の目的に照らして、当該審議会等が実質的かつ効果的に機能するよう十分留意するものとしており、ご要望のように特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。</p> | |
| 担当 | 総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 9. (5) ② |
| 項目 | 1つの審議会で複数の労働組合代表を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。 |
| <p>(回答)</p> <p>審議会等の委員の選任については、9. (5). ①で回答したとおり、指針において留意事項が定められています。</p> <p>各審議会等の委員の選任は、当該審議会等を所管する局等において指針に基づき行っておりますが、ご要望のように特定の団体からの選出を義務付けることは、指針の趣旨に反するものです。</p> | |
| 担当 | 総務局 行政部 行政課 (法務グループ) 電話 : 06-6208-7443 |

| 番号 | 9. (5) ③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|-----------------|---------------|--------|-----------------|------|--------------|-------|-------|-------------|----|-------|-----------|----|-----|-------------|----|-----|--------------|----|-----|--------------|----|-----|--------------|----|-----|-----------------|----|-------|-------------|----|-----|--------------------|----|-----|------------------|----|---------|-------------|----|-----|----------|----|-----|--------------|----|-------|--------------------------|----|-------|------------------------|-----|
| 項目 | 公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>(回答)</p> <p>「公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。」とのご要望については、「審議会等の委員等の選任において、公募を実施している審議会等を明らかにすること」と理解してお答えしますが、下記〔1〕のとおりとなります。</p> <p>「また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること」とのご要望については、「審議会等の委員等が労働組合の組合員から選任されている場合の事例を明らかにすること」と理解してお答えしますが、下記〔2〕のとおりとなります。</p> <p>〔1〕公募を実施している審議会等（令和4年8月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>審議会等を所管する局又は区</th> <th>審議会等名称</th> <th>公募で選ばれている委員等の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各区役所</td> <td>各区区政会議（24会議）</td> <td>142名※</td> </tr> <tr> <td>住吉区役所</td> <td>住吉区地域福祉専門会議</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>西成区役所</td> <td>住吉区防災専門会議</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>大阪市消費者保護審議会</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>大阪市人権施策推進審議会</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>大阪市男女共同参画審議会</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>大阪市市民活動推進審議会</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>市民局</td> <td>大阪市市民活動推進事業運営会議</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>計画調整局</td> <td>大阪市空家等対策協議会</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>福祉局</td> <td>大阪市地域包括支援センター運営協議会</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>健康局</td> <td>第3次大阪市食育推進連絡調整会議</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>こども青少年局</td> <td>こども・子育て支援会議</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>環境局</td> <td>大阪市環境審議会</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>環境局</td> <td>大阪市路上喫煙対策委員会</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>都市整備局</td> <td>大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td>都市整備局</td> <td>大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会</td> <td>10名</td> </tr> </tbody> </table> | | 審議会等を所管する局又は区 | 審議会等名称 | 公募で選ばれている委員等の人数 | 各区役所 | 各区区政会議（24会議） | 142名※ | 住吉区役所 | 住吉区地域福祉専門会議 | 2名 | 西成区役所 | 住吉区防災専門会議 | 1名 | 市民局 | 大阪市消費者保護審議会 | 2名 | 市民局 | 大阪市人権施策推進審議会 | 2名 | 市民局 | 大阪市男女共同参画審議会 | 2名 | 市民局 | 大阪市市民活動推進審議会 | 2名 | 市民局 | 大阪市市民活動推進事業運営会議 | 1名 | 計画調整局 | 大阪市空家等対策協議会 | 2名 | 福祉局 | 大阪市地域包括支援センター運営協議会 | 2名 | 健康局 | 第3次大阪市食育推進連絡調整会議 | 1名 | こども青少年局 | こども・子育て支援会議 | 2名 | 環境局 | 大阪市環境審議会 | 2名 | 環境局 | 大阪市路上喫煙対策委員会 | 1名 | 都市整備局 | 大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会 | 9名 | 都市整備局 | 大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会 | 10名 |
| 審議会等を所管する局又は区 | 審議会等名称 | 公募で選ばれている委員等の人数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各区役所 | 各区区政会議（24会議） | 142名※ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住吉区役所 | 住吉区地域福祉専門会議 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西成区役所 | 住吉区防災専門会議 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民局 | 大阪市消費者保護審議会 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民局 | 大阪市人権施策推進審議会 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民局 | 大阪市男女共同参画審議会 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民局 | 大阪市市民活動推進審議会 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民局 | 大阪市市民活動推進事業運営会議 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画調整局 | 大阪市空家等対策協議会 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉局 | 大阪市地域包括支援センター運営協議会 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 健康局 | 第3次大阪市食育推進連絡調整会議 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| こども青少年局 | こども・子育て支援会議 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境局 | 大阪市環境審議会 | 2名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境局 | 大阪市路上喫煙対策委員会 | 1名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市整備局 | 大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理審議会 | 9名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都市整備局 | 大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理審議会 | 10名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|----------|----------|----|
| 教育委員会事務局 | 天王寺区教育会議 | 8名 |
| 教育委員会事務局 | 東淀川区教育会議 | 4名 |
| 教育委員会事務局 | 平野区教育会議 | 1名 |

※ 各区区政会議分の合計

〔2〕労働組合の組合員から委員等を選任している事例（令和4年8月1日現在）

| 審議会等を所管する局又は区 | 審議会等名称 | 労働組合等名称 |
|---------------|----------------|------------------------------|
| 西成区役所 | あいりん地域まちづくり会議 | 釜ヶ崎地域合同労働組合 |
| 西成区役所 | あいりん地域まちづくり会議 | 全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部 |
| 西成区役所 | あいりん地域まちづくり会議 | 釜ヶ崎日雇労働組合 |
| 経済戦略局 | 大阪市中小企業対策審議会 | JAM大阪 |
| 市民局 | 大阪市消費者保護審議会 | 日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会 |
| 市民局 | 大阪市男女共同参画審議会 | 日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会 |
| 福祉局 | 大阪市福祉有償運送運営協議会 | 日本労働組合総連合会交通労連関西地方総支部 |
| 環境局 | 大阪市環境審議会 | 日本労働組合総連合会大阪府連合会 |
| 大阪港湾局 | 大阪市港湾審議会 | 大阪港湾労働組合協議会 |
| 大阪港湾局 | 大阪市港湾審議会 | 全日本海員組合大阪支部 |
| 教育委員会事務局 | 大阪市社会教育委員会議 | 日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会 |

担当 総務局 行政部 行政課（法務グループ） 電話：06-6208-7443

| | |
|---|---|
| 番号 | 9. (6) |
| 項目 | <p>大阪市立小学校の体育館にエアコン（空調設備）を早急に設置すること。大阪市立小・中学校体育館のエアコン設置率を述べること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>小学校の体育館へのエアコン設置については、現時点では市全体における市設建築物の老朽化に伴う建替や大規模改修等が必要となっており、その事業量が増大していることに加え、民間における技術者不足の影響もあり、小学校の体育館に空調機を設置することは難しい状況であります。</p> <p>小学校の体育館のエアコン設置率は0％であります。</p> <p>中学校の体育館のエアコン設置率は100％であります。</p> | |
| 担当 | <p>教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9063</p> |

| | |
|------|---|
| 番号 | 9. (7) |
| 項目 | 今年の夏は異常な気象現象で連日酷暑が続き、エアコンも効きにくい状態になりました。今後ますます暑くなると言われています。教育環境の整備、気象危機対策から見ても学校の教室の天井や壁、窓に断熱化工事を進めてください。 |
| (回答) | 既に設置している教室の冷房効果については、故障等を除き、著しく効果が減退している状況であるとは把握しておりません。そのため、学校の教室の天井や壁、窓等への断熱化工事については実施する予定はございません。 |
| 担当 | 教育委員会事務局 総務部 施設整備課 電話：06-6208-9092 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 9. (9) |
| 項目 | <p>大阪市はいきいき事業の利用者の声を集約していますか？集約していれば集約結果を教えてください。</p> <p>また、解決すべき問題がある場合は大阪市としてどのように指導されていますか？具体例を教えてください。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>児童いきいき放課後事業においては、毎年保護者に対して事業への満足度を確認するアンケートを実施しており、令和4年度は、次のような結果となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○回収数：約 14,000 件（回収率：約 7 割） ○アンケート結果 <ul style="list-style-type: none"> ・活動内容に関して満足との回答：78.4% ・子ども同士の人間関係に関して満足との回答：73.6% ・指導員の対応に関して満足との回答：77.0% ・活動室の施設・設備に関して満足との回答：66.2% <p>また、アンケートのほか、日々お問合せやご意見をおうかがいしておりますが、解決すべき問題などのご意見をいただいた場合、運営・管理事業者に対し状況確認のうえ、必要に応じて、本市より口頭または文書により指導を行っているところです。</p> | |
| 担当 | こども青少年局 企画部 青少年課（放課後事業グループ） 電話：06-6208-8163 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 9. (10) ① ② |
| 項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・若者たちの個人情報を自衛隊に提供しないでください。 ・「除外申出」については、より広く市民に周知してください。 |
| <p>(回答)</p> <p>防衛大臣が行う自衛官等募集事務は、自衛隊法第 29 条第 1 項及び第 35 条の規定に基づくものであり、また、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と規定されているところです。</p> <p>このため、自衛隊への住民基本情報の提供については、個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）第 69 条第 1 項の「法令に基づく場合」に該当するものと解され、自衛隊法及び自衛隊法施行令の規定の趣旨に基づき、本市の保有個人情報である住民基本台帳記載事項のうち、氏名、生年月日、性別及び住所について、防衛大臣に提供を行っております。</p> <p>本市から提供した上記の情報については、個人情報保護法において、行政機関におけるその保有・利用等について適切な取扱いを行うことが規定されており、加えて、本市と自衛隊の間で、目的外利用等の禁止や利用後の廃棄措置等を詳細に定めた覚書を交わし、より一層確実な個人情報保護を図っています。</p> <p>自衛隊への個人情報の提供を望まない方については、申出いただくことにより、提供する情報から除外する措置を行っております。除外申出の方法や期限等につきましては、本市ホームページや SNS、各区役所窓口等でのチラシや除外申出書の配架、庁舎内のポスター掲示、各区広報紙への記事掲載等により案内しております。多くの市民に除外の申し出に関する情報が行き届くよう、引き続き広報周知に取り組んでまいります。</p> | |
| 担当 | 市民局 総務部 住民情報担当 住民情報グループ 電話：06-4305-7345 |

| | |
|---|--|
| 番号 | 9.(11) |
| 項目 | <p>大阪府には商工労働部がありますが、大阪市には労働対策を担い所管する部局（課）がありません。さいたま市労働政策課、横浜市雇用労働課、北九州市雇用政策課などのように、労働者が安心して働ける環境や労働福祉の向上などの充実をさせるため、大阪市にも労働対策課（仮称）を設置すること</p> |
| <p>(回答)</p> <p>労働相談等に関わる窓口は大阪府において設けられており、市民からのお問合せにつきましては、大阪府が設置している窓口をご利用させていただいております。</p> <p>また、本市が主催する就労支援イベント等においては、大阪府に要請し労働相談等の窓口を設置していただくなど市民が安心して働ける環境等への取り組みを行っております。</p> | |
| 担当 | 市民局 ダイバーシティ推進室 雇用女性活躍推進課 電話：06-6208-7375 |

| | |
|--|---|
| 番号 | 9. (12) ① ③ |
| 項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会を早急に開催し、市民へ知らせること。 ・工事の完了時期を遅らせないこと。現在の工事計画の進捗状況、完成予定を教えてください。 |
| <p>(回答)</p> <p>住吉市民病院跡地に整備する新施設の概要及び工事説明会については、令和5年12月21日にすみのえ舞昆ホールにて開催したところです。</p> <p>また、建設工事につきましては、予定どおり令和6年1月初旬より着手し、令和8年12月末の完成に向けて進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(令和5年12月22日時点)</p> | |
| 担当 | <p>福祉局 弘済院 管理課 (経営企画グループ) 電話：06-6208-7930</p> <p>健康局 総務部 総務課 (病院機構支援グループ) 電話：06-6208-9897</p> |

| | |
|---|--|
| 番号 | 9. (12) ② |
| 項目 | <p>住吉市民病院は小児周産期病院として充実した地域になくてはならない病院でした。新病院でも小児周産期医療の充実を図り、ベッドの設置、入院できる環境にすること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>小児科医、産科医については、慢性的な医師不足が課題となっており、住之江診療所の機能を強化することは、現時点においては極めて困難な状況となっております。なお、住吉市民病院跡地に建設する新病院では、小児科・産婦人科ともに、現在の住之江診療所の機能を外来診療で継承することとしております。</p> <p>病床については、大阪公立大学医学部附属病院において、産科 10 床の拡充と新生児室の増設、小児科病棟の改修など、新病院の開設を待つことなく整備しており、住吉市民病院における小児・周産期の医療機能等を継承した大阪府市共同住吉母子医療センターとともに、大阪市南部基本保健医療圏における小児・周産期医療の充実に努めているところで</p> | |
| 担当 | 健康局 総務部 総務課（病院機構支援グループ） 電話：06-6208-9897 |

| | |
|---|---|
| 番号 | 9. (13) |
| 項目 | <p>この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民の暮らしにも大きな影響を与えています。現在、大阪市は物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？</p> <p>また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。</p> |
| <p>(回答)</p> <p>本市では、物価高騰による市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済の活性化を図るため、令和5年12月11日から令和6年5月31日まで大阪市内の対象店舗のみで利用可能なプレミアム付商品券を発行する「大阪市プレミアム付商品券2023事業」を実施しております。</p> <p>今後も、経済・社会情勢を注視しながら、国や大阪府の支援策も踏まえ、効果的な施策を実施してまいります。</p> <p>(令和5年12月12日現在)</p> | |
| 担当 | 経済戦略局 産業振興部 産業振興課 (地域経済戦略担当) 電話：(06) 6615-3774 |

| | | | |
|---|--|------------------|-----------------|
| 番号 | 9. (13) | | |
| 項目 | <p><u>この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民の暮らしにも大きな影響を与えています。現在、大阪市は物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？</u></p> <p>また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。</p> | | |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>本市では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に対して、日常生活や事業活動に広く使用される上下水道の料金負担を軽減する支援策を実施しています。</p> <p>具体的な支援策の内容は、本市と給水契約のある方を対象に、令和5年10月検針分から12月検針分までの3か月間における各月の水道料金の基本料金935円及び下水道使用料の基本額605円を減額しています。</p> | | | |
| 担当 | 市民局 総務部 | 総務担当 (総務グループ) | 電話：06-6208-7311 |
| | 水道局 総務部 | お客さまサービス課 営業企画担当 | 電話：06-6616-5473 |
| | 建設局 総務部 | 経理課 下水道使用料担当 | 電話：06-6615-7545 |

| | |
|--|--|
| 番号 | 9. (14) ① |
| 項目 | <p>夢洲での万博開催はただちに中止すること。<u>夢洲でのメタンガスの処理問題</u>はどのような対策を検討していますか。</p> |
| <p>(回答) (下線部について回答)</p> <p>万博に関することは所管外となりますので、事前調整のとおり、夢洲1区の通常の維持管理について回答いたします。</p> <p>夢洲1区は廃棄物処分場であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、大阪広域環境施設組合で適正に管理しております。</p> | |
| 担当 | <p>環境局 総務部 企画課</p> <p>電話： 06-6630-3212</p> |